

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(位置)

本町は沖縄本島南部の中心に位置し、町域は東西に約6.6km、南北に9.1kmでやや長方形をなしており、総面積は26.9km²になる。南は南城市、西は糸満市、南は太平洋、北は南風原町と豊見城市に接している。町域は、南北に長く、長堂川、報得川、雄樋川の三つの河川が流れ、その合間に緩やかな丘陵地帯が広がっている。丘陵地帯の大部分はサトウキビ畑で、その畑の中に小さな集落が点在しており、丘陵地帯の南端部には八重瀬岳がある。

また、県都那覇市にも隣接しており、県庁から町の北端までの距離が4.7km、役場庁舎までは約7.1kmの位置にある。

(台風)

本町を含む沖縄本島地域は、亜熱帯海洋性気候に属し、年間を通して温暖で四季の変化に乏しい地域である。年平均気温は、23.1度、年間降雨量は2040.8mm、年平均湿度は74%となっている。降雨量は、5月～6月の梅雨期と台風の多い8月～9月の二つのピークがある。また、台風銀座と呼ばれるような年平均3.5個の台風が接近している。本町の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害として、「昭和32年台風第14号(フェイ)」「第2宮古島台風」「平成15年台風第14号(マエミー)」を想定している。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号(フェイ)		イ 第2宮古島台風		ウ 平成15年台風第14号(マエミー)	
襲来年月日	昭和32年9月25日、26日	襲来年月日	昭和41年9月5日	襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	47.0m/s	最大風速	60.8 m/s	最大風速	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	61.4m/s	最大瞬間風速	85.3 m/s	最大瞬間風速	74.1m/s (宮古島)
降水量	70.7mm	降水量	297.4 mm	降水量	470.0mm (宮古島、9～12日)
死傷者・行方不明者	193名 (沖縄県下)	傷者	41名 (沖縄県下)	死傷者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	16,091戸 (沖縄県下)	住宅全半壊	7,765戸 (沖縄県下)	住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)

※八重瀬町地域防災計画より抜粋。

(高潮浸水)

沖縄県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路図及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本当沿岸域を対象に実施しており、本町に関係する予測は以下の通りとなる。

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

参考資料 1-3 海岸保全区域

※八重瀬町地域防災計画より抜粋。

(1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	区域	予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度				
					流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)	
40	南部土木事務所	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川～国場川合流点	2.0	八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1270	36.9
41	〃	報得川	報得川	9.3	八重瀬町東風平東原～河口	2.5	八重瀬町東風平東原～八重瀬町世名城	〃	107	11.6	549	14.3

(資料：平成 27 年度沖縄県水防計画)

(2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	区域	予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度				
					流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)	
8	南部土木事務所	雄樋川	雄樋川	2.7	河口より上流2.7km～河口	0.4	八重瀬町港川	溢水	0	2.0	0	2.6

(資料：平成 27 年度沖縄県水防計画)

※八重瀬町地域防災計画より抜粋。

(土砂災害)

本町の台地は、琉球石灰岩が残されてできたもので、海拔140～160mの高さの平坦な台地で、その周りを断層が画し、台地と丘陵地帯を分けている。この台地は二つの断層が走っていることや、断層崖の石灰岩と接する下部の泥岩(クチャ)は急な斜面となることがあり、地滑りを起こしやすい地形として注意を要する。

地質は、泥岩(クチャ)を主体とする島尻層群と琉球石灰岩から構成され、土壌は、泥岩の風化土壌であるジャーガルと琉球石灰岩の風土土壌である島尻マージから成っている。

ジャーガルは北部一帯に分布し、粘性があり、肥沃で保水性に富む農業生産性の高い土壌であるが、透水性が悪いため、排水不良になりがちで乾燥すると固結・亀裂を生じやすい欠点がある。

島尻マージの多くは南部一帯に分布し、取り扱いやすい土壌であるが、やせていて保水性に欠けるうえ、層も全体的に薄いため早魃の害を受けやすい欠点がある。

■町内の土砂災害危険箇所一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (平成 27 年度 沖縄県水防計画)	2	0	1	3

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料 1-2 地すべり危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場所を含む。）ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	位置	地形			区域内の保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		指定年月日	告示番号
228	南部土木事務所	I-246	糸満市武富並びに八重瀬町字友寄及び宜次	39	400	11.0	24	保育園1	市道690m 道路60m	H5. 3. 23	H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位置			地形			区域内の保全対象 急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域		
				大字	小字		傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)		人家(戸)	指定年月日	告示番号
697	南部土木事務所	II-232	外間	外間	外間原		60	44	9.8	4	無	H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

1-2 地すべり危険箇所

番号	所管土木事務所名	区域名	面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象			土砂災害警戒区域			
					人家(戸)	耕地(ha)	公共的施設の種類及び数	指定年月日	告示番号		
							道路			建物	
84	南部土木事務所	糸満市武富並びに八重瀬町字寄及び宜次	16.0	無	33	2.4	市道2, 130m			H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

※八重瀬町地域防災計画より抜粋。

(地震)

地震ハザードステーション J-SHIS マップによると、本町は震度6弱以上の地震が今後30年間で18%以上の確率で発生すると言われている。また本町の地域防災計画では大きな被害を与える可能性のある地震として、「沖縄本島南部断層系地震」「沖縄本島南部スラブ内地震」「沖縄本島南東沖地震」「沖縄本島東方沖地震」「沖縄本島南東沖地震3連動」を想定している。

■町域における地震・津波被害量予測一覧

				沖縄本島 南部断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	沖縄本島 南東沖地 震3連動
建物被害	全壊	地震	棟	1,173	803	211	189	503
		津波	棟	0	0	389	233	382
	半壊	地震	棟	1,816	1,554	636	594	1,148
		津波	棟	0	0	54	64	62
人的被害	死者数	地震	人	19	11	2	2	6
		津波	人	0	0	274	69	298
	負傷者数	地震	人	510	399	133	121	274
		津波	人	0	0	825	657	834
	要救助者数	地震	人	404	273	60	52	163
		津波	人	0	0	11	11	12
津波に伴う要捜索者数			人	0	0	1,099	726	1,132
ライフ ライン 被害	上水道	断水人口	人	27,161	26,693	24,783	24,060	26,995
	下水道	支障人口	人	1,126	1,038	1,665	1,652	1,670
	電力	停電軒数	軒	8,126	6,544	4,377	3,493	6,563
	通信施設	不通回線数	回線	2,307	1,835	1,367	1,064	1,966
避難者	避難所内		人	1,136	853	1,139	835	1,539
	避難所外		人	757	568	615	459	862
要配慮者被害			人	7	5	7	5	9

※建物被害の「地震」：揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」：建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

※八重瀬町地域防災計画より抜粋

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等 662事業者(平成28年度経済センサス活動調査)
- ・小規模事業者数 564事業者(平成28年度経済センサス活動調査)

【内訳】(平成28年度経済センサス活動調査より集計・編集)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	75	75	市内に広く分散
	製造業	56	54	市内に広く分散
	卸売業・小売業	187	132	市内に広く分散
	宿泊・飲食サービス業	73	44	市内に広く分散
	生活関連サービス業・娯楽業	78	75	市内に広く分散
	その他	193	184	市内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 本町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・八重瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(H26年策定)
- ・新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(八重瀬町中央公民館及び分館)

2) 本会の取組

- ・台風時の災害時の町内事業者の被害状況の把握及び県商工会連合会への報告
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・八重瀬町との防災協定の締結
- ・自然災害による公共施設の清掃等に関する協定書の締結

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。また地区内の小規模事業者は事業者BCP(事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の作成を支援し、発災時、非常時に活用できるよう促す。
- ・災害発生時における被害状況の把握や報告、応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため本会と本町、関係機関との情報の共有、連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・「八重瀬町地域防災計画」と本計画との整合性を整理し、発災時に円滑な応急対策が取組めるようにする。
- ・本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いりながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報誌やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者 BCP 等の必要性について普及・啓発を目的に損害保険会社と連携しセミナーを開催する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者 BCP 等策定件数	2件	2件	2件	3件	3件
セミナー開催件数	1件	1件	1件	1件	1件

2) 八重瀬町商工会の事業継続計画の作成

- ・令和5年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・本会と本町で状況確認の共有や必要に応じて改善点等を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、本町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を本会と本町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は本町における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
台風の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる暴風状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、家屋の状況、冠水状況等を確認し、警報解除後に出勤する。
豪雨の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、家屋の状況、冠水状況等を確認し、警報解除後に出勤する。
地震の場合:職員自身の目視で命の危険を感じる揺れの場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、家屋の状況、冠水状況等を確認し、警報解除後に出勤する。

また、下記「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」の資料を基に出勤の判断を行うものとする。

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報 ・ 氾濫発生情報 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報 ・ 危険度分布「非常に危険」(うす紫) ・ 氾濫危険情報 ・ 高潮特別警報 ・ 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報(土砂災害)^{※1} ・ 洪水警報 ・ 危険度分布「警戒」(赤) ・ 氾濫警戒情報 ・ 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの^{※2}) 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険度分布「注意」(黄) ・ 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意報 ・ 洪水注意報 ・ 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの^{※2}) 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期注意情報(警報級の可能性) <p>注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※引用先 気象庁 HP「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」より

- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害目安	状態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

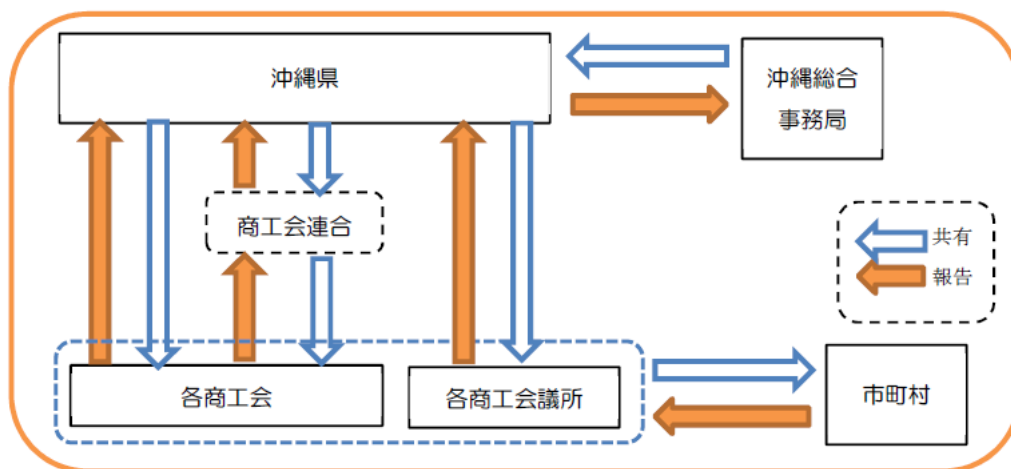
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、本会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1か月	2日に1回共有する。
1か月以降	必要に応じて共有する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・本会は、別紙様式により被災情報を沖縄県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、八重瀬町と相談する(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・相談窓口は、相談者及び職員の安全性を確認できる場所において設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話、メール、FAX などによって周知を行い、感染拡大防止に努める。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

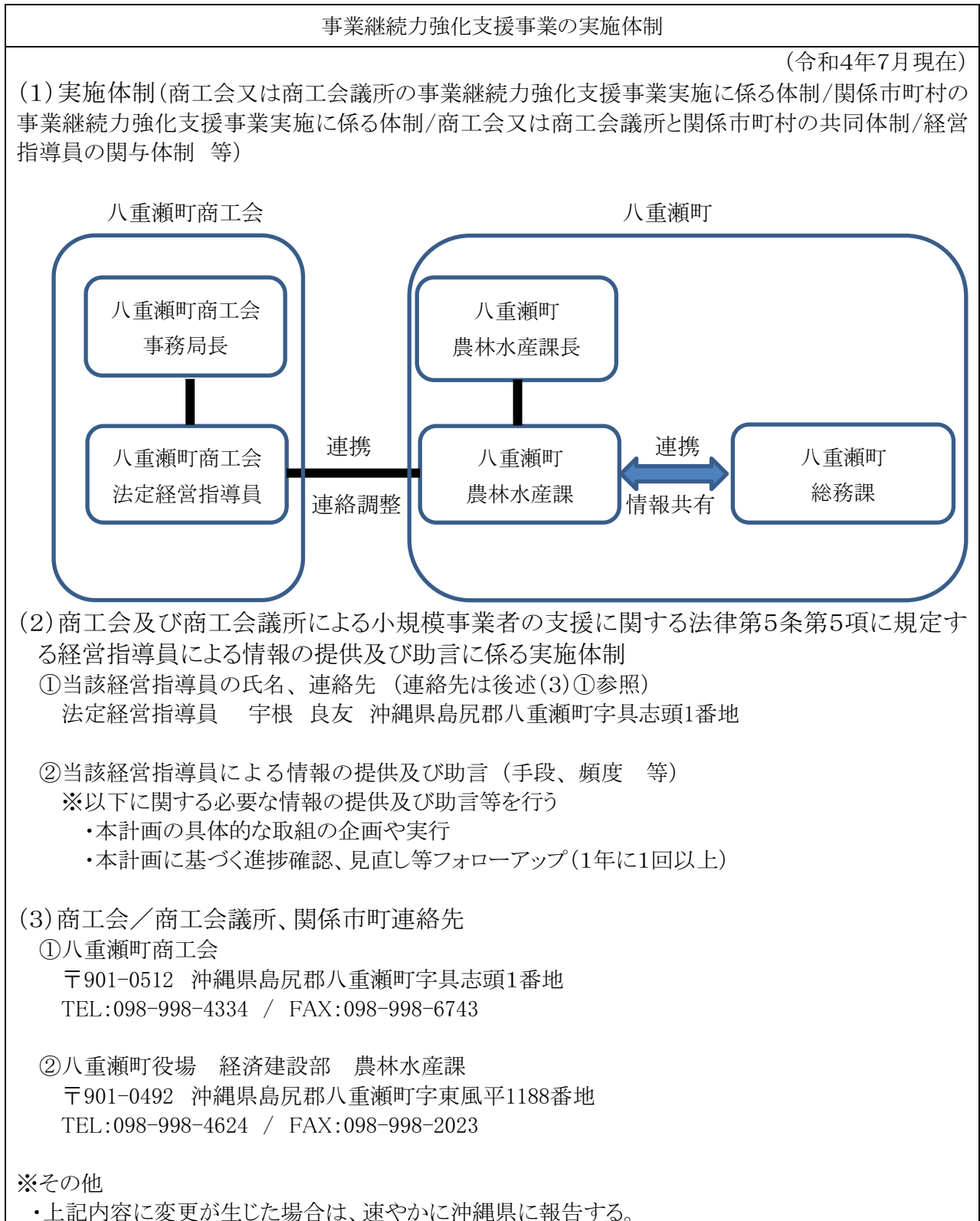
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作成	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費d	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、八重瀬町補助金、沖縄県補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等